

特集

**平成22年分所得税確定申告・平成23年度町民税申告相談
受付期間 2月16日(水)～3月15日(火) 申告会場 役場3階大会議室
今年も、休日申告日として2月27日・3月6日の日曜日も受け付けます**

町では、2月16日(水)から3月15日(火)までの平日に申告相談を受け付けます。平日お仕事等で都合がつかない方は休日申告相談日(2月27日、3月6日の日曜日)をご利用ください。なお、収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してご持参ください。

税務署・都道府県・市区町村

ネットでスマート! 確定申告

www.nta.go.jp 確定申告

申告書のお早め!

申告書の作成は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

申告は納税は期限内!

所得税	2.16(水)～3.15(火)
固定資産税	2.1(水)～3.15(火)
住民税・地方消費税	1.4(水)～3.31(木)
固定資産税・住民税	3.15(火)まで

「e-Tax」を利用して所得等の確定申告をします。

電子申告と電子納税を準備して

「e-Tax」を利用して所得等の確定申告をします。

住民税5000円未満の世帯は、住民税の滞りなく納付をお願いします。

申告書の提出は、国税庁のホームページでダウンロードしてください。

国税庁 電話センター 0570-015901

申告しなければならない方

- ①平成22年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があった方
- ②給与所得者で、次に該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方
 - ・年の途中で退職等をして、年末調整をしていない方
 - ・年末調整後に、内容に変更が生じた方
 - ・2か所以上から給与等を受けている方

申告に持参する主なもの

- ①印かん、筆記用具
- ②申告書(税務書から送付されている方)
- ③申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告での所得税の口座振替による納付又は還付金の受領の口座振込を利用する方)
- ④平成22年中の所得を明らかにできる書類
 - ・給与・報酬・賃金・年金等がある方は、源泉徴収票(原本)、支払調書(原本)
 - ・営業・農業・不動産所得のある方は、収入・経費が記載されている収支内訳書(申告前に記入し、必ず控え

- ③公的年金受給者で、次に該当する方
 - ・公的年金収入以外に、所得がある方
 - ・公的年金収入のみで、所得控除を受ける方
- ④扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・雑損控除など各種控除を受ける方

所得税の確定申告・町県民税の申告相談の日程

▼申告時間＝【午前の部】午前8時45分～11時 【午後の部】午後1時～4時

▼申告会場＝役場 3階 大会議室

日	付	地 区 名
2月16日	(水)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区・東館南部・泉町
2月17日	(木)	下町3区・4区・5区・中町・大町・三村
2月18日	(金)	上町・東館北部・日産アパート
2月21日	(月)	井戸川・愛宕町・願成寺
2月22日	(火)	峰町・睦淵・しらすぎ・上蒲生東
2月23日	(水)	上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・五分一
2月24日	(木)	坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・友愛苑
2月25日	(金)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
2月27日	(日)	休日申告相談日
2月28日	(月)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
3月 1日	(火)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
3月 2日	(水)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
3月 3日	(木)	上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2・第3・第4・第5
3月 4日	(金)	上郷1区・2区・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・マロニエプラザ
3月 6日	(日)	休日申告相談日
3月 7日	(月)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼・青雲寮・殿山寮・上三川寮・白鷺寮
3月 8日	(火)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・西汗上東
3月 9日	(水)	東汗東・東汗西・向川原・上文挾・西木代
3月10日	(木)	西汗上西・西汗下・露無
3月11日	(金)	本郷台第1・第2・第3
3月14日	(月)	ひがしはら・磯岡・美里・並木
3月15日	(火)	申告書審査日

※平日お仕事等で都合が付かない方は休日申告相談日(2月27日、3月6日)をご利用ください。

※期間中は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、会場の混雑具合によっては午前中の受付でも午後の申告になる場合がありますので、ご了承ください。

※できるだけ自治会割当日に申告くださるよう、ご協力をお願いします。

をとり大切に保管ください。

・配当・一時・雑所得のある方はその所得の内容を証明する書類

⑤控除を受けるための証明書類

・国民年金保険料の控除証明書又は領収書
 ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書又は証明書(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。)

・任意継続等の保険料の領収書又は証明書
 ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の領収書又は証明書

・障がい者控除該当者は、障がい者手帳又は障がい者控除対象者認定書(認定書についてはP.25のお知らせを参照ください。)

・医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書・明細書

・寄附金控除、雑損控除を受ける方は証明書類
 ・住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類(広報1月号に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。)

申告をしなかつたら

・国民健康保険税の正しい計算ができません。
 ・次の手続きなどに必要な証明等が行えません。

◇国民年金保険料免除の申請

◇福祉、扶養、公営住宅関係

国民年金保険料の納付証明書等の添付（提示）義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合に、1年間の納付額を証明する書類を添付等することが義務づけられています。日本年金機構から納付額を証明した控除額証明書（ハガキ）が送付されますので、申告の際は、この証明書や領収書を必ず持参してください。

国民年金保険料の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は？

年金事務所や専用ダイヤルに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼連絡先＝

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222

控除証明書専用ダイヤル

☎0570(070)117

詳しくは、P9の国民年金をご確認ください。

医療費控除を受けられる方へ

自己、又は生計を同じくする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、下記の算式によって計算した金額を、医療費控除として控除できます。

医療費の控除を受ける場合は、医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、事前に医療費の明細書に記入のうえご持参ください。明細書の用紙は、税務課窓口にて置いてあります。また、国税庁ホームページからダウンロードして入手することもできます。

☆必要な書類等

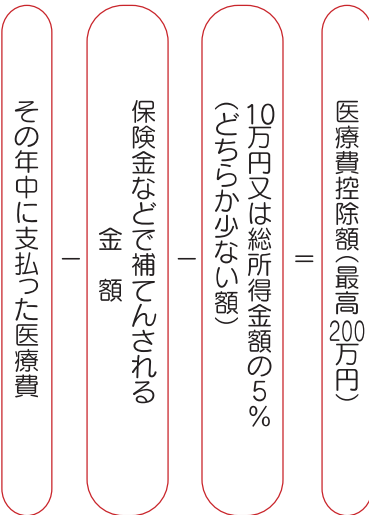
医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書

※介護サービスに対する支払額のうち医療費控除の対象となる金額については、領収書に明記されているものを持参してください（介護サービス利用料等の医療費控除についてはP6を参照してください）。

■医療費控除の対象とならないもの

- ・ 医師などへの謝礼
- ・ 健康診断や各種予防接種、美容整形の費用
- ・ 疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費等

医療費控除の計算方法



新築・購入・増改築等をした方は所得税の住宅借入金等特別控除申告を忘れずに…

平成22年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした方は、一定の要件にあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

※この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

※控除を受けるための各種要件、必要書類については、**宇都宮税務署** ☎028(621)2151【又は町税務課におたずねください。広報1月号にも詳細が掲載されていますので、ご確認ください。】

※申告書の作成など相談を希望される方は、宇都宮税務署特設申告相談会場【マロニエプラザ】又は町役場の確定申告をご利用ください。

町県民税申告についてのお知らせ

■公的年金を受給している方へ

- ・ 年金収入のみで、
- ① 65歳未満で年金収入が98万円以上の方
- ② 65歳以上で年金収入が148万円以上の方

①もしくは②に該当している方は、申告期間に町県民税の申告をお願いいたします。申告で配偶者控除や扶養控除を追加することで、町県民税の額が減る場合があります（他の方と二重で扶養控除をしないようご注意ください）。また、年金からの天引きではなく直接納付している社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など各種控除を受ける方も申告してください。

■確定申告書や収支内訳書の控えは大切に保管しましょう

来年申告する際の参考資料になりますので、大切に保管してください。また、県や町、金融機関等への手続きの際に使用場合があります。

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎56 9122

日曜日(2月20日・2月27日)開催 確定申告会場は『マロニエプラザ』

▼日時=2月4日(金)～3月15日(火)

午前9時～午後4時

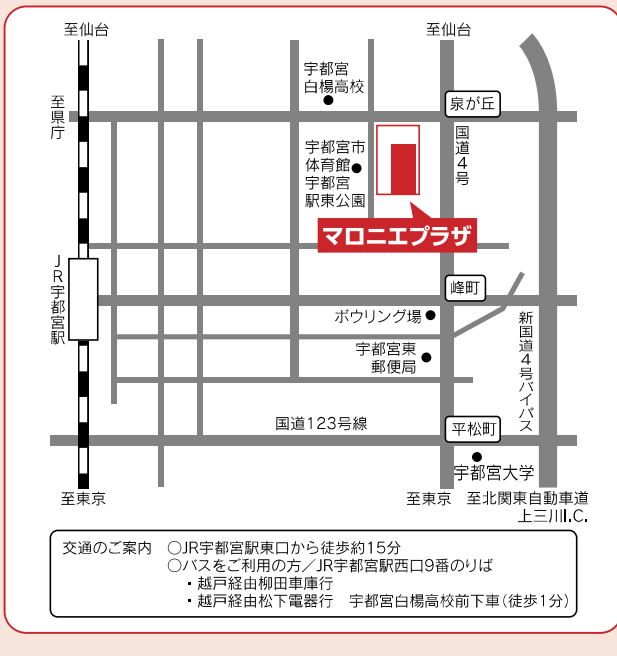
※2月20日、2月27日以外の土・日・祝日は閉設

▼内容=平成22年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告相談及び申告書の受付(現金納付の窓口業務は行いません。)

※この期間以外は税務署が確定申告会場となります。

▼問い合わせ先=宇都宮税務署【自動音声案内】

☎028(621)2151



税務署からのお知らせ

■正しい自書申告を！

所得税は、納税者の方々自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという『申告納税制度』を採用しています。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、加算税が課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書が作成できます。作

成したデータは、印刷して書面により提出することができます。電卓申告(e-tax)を利用して提出することもできます。また、自身で計算される場合にお使いいただく便利な「確定申告に関する手続き」や申告書用紙等は、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

なお、事業所得や不動産所得のある方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付する必要があります。

■税金の還付は口座振込で！

還付金の受取りに口座振込を希望される方は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名・預金種類・口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ)を正確に書いてください。還付金振込時には、税務署から振込通知書が送付されます。

■申告書の提出はお早めに！

確定申告期限近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

■納税は期限内に振替納税のご利用を！

平成22年分の確定申告による所得税の納期限は、3月15日(火)です。申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありませんので、納付には便利な振替納税をぜひご利用ください。

振替納税の場合の振替日
4月22日(金)

▼問い合わせ先＝

〒320-8655

宇都宮市本町10-6

宇都宮税務署【自動音声案内】

☎028(621)2151

e-Taxを利用しませんか(国税電子申告・納税システム)

ご自宅のパソコンでインターネットから、e-Tax(国税電子申告システム)を利用して確定申告の手続きができます。申告者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して、平成22年中の所得について、3月15日までにe-Taxで確定申告をすると、所得税額から最高5千円の税額控除を受けることができます。また、還付金がスピーディーになり、医療費控除の領収書や源泉徴収票等の一定の書類の提出を省略できます。

■最高5千円の税額控除の対象外となるケース

- ・平成19年分～21年分の確定申告で電子証明書等特別控除を受けた場合
- ・確定申告書を申告用紙で提出する場合
- ・電子署名や電子証明書を付さずにe-Taxにより申告する場合

■手続きについて(本人申請の場合)

- ①電子証明書を格納した住民基本台帳カードを取得する(住民票のある市町村にて)
 - ・運転免許証やパスポート等の官公署が発行した顔写真付の証明証、及び健康保険証、年金手帳等
 - ・顔写真入りを希望される人は顔写真(6ヶ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの縦4.5cm×横3.5cm)
 - ・手数料1,000円(住民基本台帳カード500円、電子証明書500円)
 - ・印かん

上記のものを持参し、住民基本台帳カード交付申請書・電子証明書新規発行申請書を提出し、カードを取得する。

※本人以外が申請する場合には住民生活課総合窓口係までお問い合わせください。

※電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。

- ②ICカードリーダライタを家電量販店等で購入する。
- ※カード発行時に渡される対応機種一覧でご確認ください。

ださい。

- ③電子申告開始届出書を提出し、利用者識別番号・暗証番号を取得します。
- ④e-Taxホームページで初期登録後、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書データ作成、送信します。

※町では、確定申告期間中、申告会場にパソコンとICカードリーダライタを1台用意します。利用される場合は、当日必要書類と電子証明書格納の住基カードを用意し、申告会場受付にお申し出ください。

▼利用可能な日時＝2月16日(水)～3月15日(火)までの平日、及び2月27日・3月6日の日曜日
午前8時45分～11時・午後1時～4時

▼各種問い合わせ先＝

●電子申告、電子証明書等特別控除
税務課 住民税係 ☎(56)9122

●住民基本台帳カード
住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

■詳細な情報

- ・住民基本台帳カード【[上三川町ホームページ](http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/jyumin/jyuuki-net.htm)】
- ・電子申告【[e-Taxホームページ](http://www.e-tax.nta.go.jp)】
- ・確定申告【[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)】

介護サービス利用料等の医療費控除

所得税法や地方税法では、医療費のほか左記のものが医療費控除の対象になります。

1. 介護サービス利用料

介護サービスに係る利用料の個人負担(払い戻しを受けた高額介護サービス費を除く)のうち、居宅サービス事業者・指定介護老人福祉施設等が発行する領収証書に記載されている医療費控除対象額。

(申告に必要なもの)

①介護サービス利用料の領収書

2. おむつ代

おおむね6ヶ月以上寝たきりの状態にあり、治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代(紙おむつの購入料・貸しおむつの賃借料)。

(申告に必要なもの)

①おむつ代の領収書

②医師の発行した「おむつ使用証明書」

※二年目以降一定の条件を満たす方に限り、②の「おむつ使用証明書」を町保険課で発行する「介護保険主治医意見書内容確認書」に代えることができます。

▼問い合わせ先＝

保険課 介護保険係

☎(56)9102